

I Tを活用した重要事項説明に関する同意書

御中

私は、後記表示の不動産の取引に関し、宅地建物取引業法第 35 条に規定する重要事項説明について、以下の同意事項を確認のうえ、テレビ会議等の I Tを活用した方法により説明を受けることに同意します。

《 同意事項 》

1 I Tを活用した重要事項説明（以下、「I T重説」という）の実施について

① I T重説は、国土交通省の定める「重要事項説明書等の電磁的方法による提供及び I Tを活用した重要事項説明実施マニュアル」に則って実施します。

② I T重説で使用するソフトウェア・サービス等は、以下のとおりです。

（サービス名称を記入）

説明の相手方は、自ら使用する機器やインターネット回線において、事前に、当該ソフトウェア等が利用できるかどうかを確認するものとします。

③ I T重説の実施前後において、いつでも宅地建物取引士及び説明の相手方は、同意を撤回することができます。この場合、改めて対面による方法により、重要事項説明を行います。

④ 同意にかかわらず、通信障害やシステム機器、ソフトウェアの故障等により説明に支障がある場合は、I T重説を中断または中止します。中止後の実施方法については、宅地建物取引業者と説明の相手方で改めて協議の上、決定します。

2 録画・録音について

（いずれか該当するものに☑をしてください。）

(1) I T重説の実施状況は、重要事項説明を実施する宅地建物取引業者において録画・録音しません。

説明の相手方は、宅地建物取引士の同意なくして、重要事項説明の状況の録画・録音をしてはいけません。

(2) I T重説の実施状況は、重要事項説明を実施する宅地建物取引業者において録画・録音されます。

① 取得した録音・録画データ及び記録媒体については、別紙の当社が定める個人情報保護に関する規程に則り、取得、利用、管理します。

② ①の規定に関わらず、1②で定めるテレビ会議等のサービスの利用に際しては、同サービスの提供会社が定める個人情報保護規約に同意したものとします。

③ 重要事項説明の実施途中で、録画・録音をすることが不適切であると判断される情報が含まれる場合（機微情報が含まれる場合等）、録画・録音を中断することがあります。

- ④ 取得される録画・録音データについては、説明の相手方の求めに応じて、宅地建物取引業者から説明の相手方に、別途定める方法により提供されます。
- ⑤ IT重説において発生する情報（④のデータを含む）には取引関係者の個人情報や機微情報等を含みますので、説明の相手方においても、個人情報保護等の観点から、これらの情報については、宅地建物取引士の同意なくして第三者への提供や、公開は行わないこととします。また、説明の相手方は、個人情報等が第三者に漏えいしないよう、適切な管理を行うこととします。

《 不動産の表示 》

名 称				階	号室
所在地	(住居表示)				
	(登記簿)				
構 造	/ /		階建	/	全 戸
種 類	□マンション・□アパート・□戸建・□()		新築年月	年 月	
間取り	()	床面積	m ² (他バルコニー m ²)		
備 考					

《 取引態様 》

--

年 月 日

住 所

氏 名